

令和4年度土木工事積算基準の制定について

1 改定スケジュール

本県の「土木工事積算基準」は、原則として毎年度10月1日に全面改定
(国土交通省が4月1日に改定する積算基準を反映)

2 概要

(1) 鋼橋積算基準の改定

鋼橋製作工の間接工事費率や材料費について、経費等の実態を踏まえ改定するとともに、桁輸送費について、燃料費などの輸送費用の実態を踏まえ、改定

(2) 土木工事標準歩掛の改定(新規2工種、改定7工種)

・ワイヤーロープ設置工、プレファブリケイティッドバーチカルドレーン工(PVD工)、横断歩道橋補修工、重建設機械分解・組立、中層混合処理工、消波工(ブロック製作・据付)、コンクリート工(砂防)、道路打換工、トンネル裏込注入工

(3) 施工パッケージ関係(新規2工種、改定14工種)

・新規制定2工種 床堀工(ICT)、機械土工(河床等掘削)(ICT)
・適用範囲拡大1工種 補強土壁工(ジオテキスタイル補強土壁(二重壁タイプ))
・日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種13工種

(4) 電気通信編の改定

・システムインテグレーション

(5) 機械設備編の改定

・トンネル換気設備に関する新設工事輸送費の算定式を改定
・一般管理費等率の改定
・共通仮設費率に含まれる技術管理費の対象にシステム利用料等を追加

(参考)

令和3年度積算基準書の一部改定により早期適用済みの項目

・一般管理費等率の改定